

第7期 第17回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年11月29日(月) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員 (17人)
4. 欠席委員 (2人)
5. 議事録署名人の指名について (2人)
6. 議案日程

議案第61号	農地法第3条の許可申請について	(6件)
議案第62号	農地法第4条の許可申請について	(1件)
議案第63号	農地法第5条の許可申請について	(2件)
議案第64号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(1件)
7. 農業委員会事務局職員 (3人)

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。本日は、開会の前に1件、ご報告がございます。本委員会は、〇〇 〇〇委員の辞任により、1名欠員になっておりましたが、公募しましたところ、1名の推薦があり、先日11月25日開催の臨時議会において、市長が1名の任命について同意を求め、議会の同意をいただきました。

翌26日付けで、市長から、〇〇（地区名）の〇〇 〇〇さんが農業委員に任命されましたので、ご報告いたします。

本日、〇〇委員が見えられておりますので、一言ご挨拶をいただきます。

（ 〇〇 委員 挨拶 ）

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

なお、〇〇委員の任期は、皆さんと同じ令和5年7月19日までです。

会長、〇〇委員の議席番号は、14番でよろしいですか。

（会長了承）

では、お席にお移りください。

それでは、皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。

本日の会議に先立ちまして、委員の皆様の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名、3番 〇〇 〇〇 委員さんと12番 〇〇 〇〇 委員の2名より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日、推進委員等の傍聴者はございません。それでは〇〇会長、開会をお願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。師走を目の前にしまして、今年最後の委員会総会になります。懸案でありました、〇〇 〇〇委員の後任が、〇〇委員に決まりまして、本日より、総会にご出席いただいております。これで、全員が揃いまして19名体制でやっていきたいと思っております。さて、国の方では来年度の予算編成の最中でして、転作で作付転換の交付金であるとか、飼料米で複数年契約した場合での加算であるとか、交付対象の水田で過去5年間で1度も水張りが行われていない水田については除外しますとか、来年度より色々と施策が変わってくるようですので、注視しないといけないと思っております。

それでは、只今から第17回農業委員会を開会いたします。本日の議案は、10件ですが、よろしくご審議をお願いしたらと思っております。

本日の議事録署名人ですが、4番 〇〇 〇〇 委員さん、5番 〇〇 〇〇 委員さん、よろしく申し上げます。

つづきまして、早速ですが、議案審議に入りたいと思っております。議案第61号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。なお、1番及び2番の案件につきましては、前回の委員会で保留された案件でありますので、その後に動きがありましたので、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第61号、農地法第3条の許可申請についてご説明します。1番 譲渡人 東京都〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん（持分：4分の1）、東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん（持分：4分の3）。譲受人 松山市古川北1丁目19番15号 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇字〇〇番〇〇、田、197㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、1,954㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、4.47㎡、合計3筆で、合計面積は2,155.47㎡です。譲受人の耕作等の状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は、水稻です。主な農機具の保有状況は、耕うん機、田植機、トラクターです。労働力は本人と妻の常時2人です。耕作面積は6,206㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしです。

つづきまして、2番 譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 松山市〇〇番〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇、畑、61㎡です。権利内容は、売買です。以下1番と同じですので、省略させていただきます。これら1番、2番の案件につきましては、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。また、前回の総会で採決を保留した案件ですので、事務局の方で、確認を行っておりますので、ご報告します。

事務局の方では、11月12日に 〇〇 〇〇 委員と同道して譲受人である 〇〇 〇〇氏の農地について全筆調査を行いました。〇〇氏は〇〇（地区名）に農地を全部で9筆保有しており、このうち8筆については、水田ないしは畑として肥培管理されておりました。

前回問題とされました、〇〇番〇〇の農地につきましては、前回総会の中で〇〇委員さんからご指摘のありましたとおり、手入れがされておらず、雑草が生えている状態でしたので、適切な管理を求めることとし、11月18日までに草刈りを行う事、なお、草刈りの上は、適切な管理を行うことを申し入れております。そうしましたところ、〇〇番〇〇の農地につきましては、同期日までに草刈り、耕起を行い、整地されております。また、今後も適切な管理をしていくことの確認を行うとともに、今回申請のあった〇〇の土地についても、3年3作を守るように申し入れをしております。以上により、農地法第3条の要件である「全部効率利用要件」の確認を行っております。以上です。

○議長（会長）

ただいま事務局の方から説明がありましたが、〇〇 委員さんいかがでしょうか。

○委員 〇〇 委員

はい、私も事務局から電話をもらって、現場を確認しに行きましたが、確かに、草刈り、耕起がされておりました。

○議長（会長）

他に皆さんの方から質疑、ご意見がありましたらお伺いしたいと思います。何かご意見はございませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら、前回は採決を保留しておりましたが、早速、採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして、3番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇 〇〇番、田、341㎡、同所字〇〇番〇〇、畑、366㎡です。合計2筆で、707㎡です。権利内容は小作地解放(贈与)です。作付作物は、水稻、季節野菜です。主な農機具の保有状況は、(所有)トラクター、耕うん機、軽トラック、草刈機、(借受)コンバイン、田植機です。労働力は本人、妻の常時2人です。耕作面積は4,180㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長(会長)

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

地図は、7ページをご覧ください。場所は、〇〇さんが元住まわれていたところの近辺でありまして、田んぼと畑とがありますが、今年の4月に貸借で許可になったところを、新たな話し合いをして、2筆だけ贈与することになったそうです。現地も、きれいに野菜を作っておられます。近所に迷惑をかけるようなこともなく、問題無いかと思っておりますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長(会長)

皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

○委員 〇〇委員

この案件について権利内容のところに「小作地解放(贈与)」と書いてありますが、この意味は。

○事務局

今年の4月に、使用貸借で〇〇さんから〇〇さんが借りていた農地を贈与しますという内容です。

○委員 〇〇委員

永小作が設定されていたということではないのですね。

○事務局

はい、永小作権ということではありません。

○議長（会長）

ほかに、質問はございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いしたいのですが、〇〇委員さんご本人の案件になりますので、〇〇委員さんに退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

○事務局

4番 譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、田、1, 014㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、135㎡で、合計2筆で、1, 149㎡です。権利内容は贈与です。作付作物は、水稻、果樹です。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、トラクター、耕うん機です。労働力は本人、妻の常時2人です。耕作面積は30, 962㎡です。周辺農業経営への影響につきましては、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

経緯としましては、〇〇さんが、ご高齢で、農業を続けるのがしんどくなったということで、〇〇さんに贈与するという話があったということです。お二人の関係につきましては、従兄弟になるそうです。〇〇さんは、皆さんもご存知のとおり長年農業に従事されており、これからも農業にまい進するそうです。現地は、〇〇辺りの〇〇という地区で、田んぼと一部畑がありますが、周辺農地への影響はありません。以上です。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんのほうから説明をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、5番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局

5番 譲渡人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。譲受人は、松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、田、459㎡、同所同字〇〇番、田、46㎡、同所同字〇〇番〇〇、田501㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、786㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、61㎡、同所同字〇〇番、田、103㎡、同所同字〇〇番、田、259㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、512㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、25㎡、同所同字〇〇番、田、367㎡、同所同字〇〇番、田、242㎡、同所同字〇〇番、畑、417㎡、同所同字〇〇番、畑、483㎡、同所同字〇〇番、畑、108㎡、同所同字〇〇番、畑、1,331㎡、同所同字〇〇番、畑、89㎡、同所同字〇〇番、畑、540㎡、同所同字〇〇番〇〇、畑、399㎡、同所同字〇〇番、田、244㎡、同所同字〇〇番、田、766㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、1,195㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、3,089㎡、同所同字〇〇番、畑、183㎡、同所同字〇〇番、畑、70㎡、同所同字〇〇番、畑、272㎡、同所同字〇〇番〇〇、田、325㎡、合計26筆で合計面積12,872㎡です。権利内容は、売買です。作付作物は、水稻、ホウレン草、温州ミカンです。主な農機具の保有状況は、田植機、耕運機、トラクター、乾燥機、コンバイン、ユンボです。労働力は、本人、妻の常時2人と臨時で従兄弟の2人です。耕作面積は3,671㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということですが、〇〇さんにつきましては、東温市においては、新規就農ですので、農地法第3条第2項の各号の該当の有無を確認しております。別紙1をご覧ください。11月16日16時から〇〇 〇〇委員さんにご同席いただきまして、面接を実施しております。その際の農地法第3条第1項の各号における該当の有無を確認しておりますので、その結果についてご報告します。まず、第1号の「全部効率利用要件」ですが、確認結果といたしまして、松山市五明地区において農業を営んでおり、農作業歴は10年の経験を有している。妻と常時2人及び臨時で従兄弟2人と共に農業に従事する。トラクター、耕うん機、田植機、乾燥機、コンバイン、ユンボを所有しており、申請地には、水稻、ホウレン草、温州ミカンを作付する。松山市の農地と共に、農業経営を行ない、作付を徐々に増やして販売につなげていくとのこと。第2号「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、本人、妻の常時2人と、臨時で従兄弟2人の合計4人で兼業で農業を行います。第5号「下限面積制限」ですが、松山市で3,671㎡所有しておりまして、今回東温市で12,872㎡取得するということで、合計16,543㎡を取得見込でありますので、要件を満たしております。続きまして第6号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第7号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道、水路等の共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上により農地法第3

条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんよりご説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

譲渡人につきましては、〇〇の〇〇がバラ園を経営しておりましたが、今年の5月頃に事業に失敗しまして政策金融公庫の差し押さえるところとなりました。地元としても、荒れた状態で非常に困っておったんですけれども、しっかりした方がここで農業をしたいということで話がまとまり、今回最良の選択ではなかろうかと思っております。地図は、9ページをご覧ください。西側の方が〇〇さんの元家になります。この周辺につきましては、竹藪になっており、良好な農地ではありません。次に、小学校の東側の方ですけども、現在の自宅がある周辺に、一団となったハウスが建っております。ハウスの状況につきましては、かなり傷んでおりまして、これをそのまま使えるかどうかは微妙ではありますが、新しい耕作者はこれを積極的に利用したいというお考えをお持ちです。それから、地図の左下にあります、〇〇番〇と〇〇番〇の土地につきましては、ほ場整備されておまして、水稻がきれいに作付されていますが、今後も継続するとのことでした。そのような形で、なんとか負債を抱えて塩漬けになっていた農地の処分ができて、今後は適正な管理がされるのではないかという見通しを持っております。以上です。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんのほうから説明をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

○委員 〇〇 委員

バラ園のハウスを取得されて、ハウスの中で何の作物をつくるのか。

○委員 〇〇 委員

聞き取りをしたところでは、みかんを作るということですが、はっきりと決まっている訳ではないそうです。

○委員 〇〇 委員

はい、分かりました。

○議長（会長）

只今、〇〇委員のほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方からほかにご質問はございませんでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

続きまして、6番目の案件につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思いましたが、〇〇委員さんの案件ですので、〇〇委員は退席を願います。

(〇〇委員退席)

○事務局

譲渡人 大阪府〇〇番〇〇 〇〇 〇〇さん。譲渡人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、下林字仙〇〇番、田、307㎡です。権利内容は売買です。作付作物は季節野菜です。主な農機具の保有状況は、田植機、コンバイン、トラクター、耕うん機です。労働力は、本人常時1人と妻、妹、親戚2人の臨時4人です。耕作面積は81,847㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員より説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

場所は、10ページをご覧ください。県道〇〇の北側の〇〇という地区で、申請地は、〇〇さん（譲受人）の所有している田んぼの隣地になります。譲渡人の方につきましては、農地を相続しましたが、県外にいて耕作できないため、利用権設定により〇〇さんに作ってもらっていたのですが、〇〇さんも亡くなりまして、〇〇さん（譲受人）が管理をされており、今回売買の話がまとまったそうです。〇〇さん（譲受人）につきましては、農業を頑張っておられますので、特に問題ないかと思えます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員のほうからご意見をいただきましたが、皆さんの方から何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、議案第62号農地法第4条第1項の許可申請についてを議題にしたいと思えます。7番の案件について事務局より説明願います。

○事務局

議案第62号農地法第4条第1項の許可申請についてご説明します。

7番 転用者 東温市〇〇 〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇字〇〇甲 〇〇番〇、田、126㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用地区域は、農用地区域外。転用目的は宅地拡張です。開発許可は不要。この案件につきましては、令和3年8月6日第13回委員会で除外意見決定済みの案件です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、8番の案件と関連する案件ですので、採決につきましては、別個に行いますが、説明につきましては、7番の説明と一緒に。地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇委員

貸付人の〇〇さんと借受人の〇〇さんとは、祖父と孫との関係になります。事務局からも説明のあったとおり、第13回の農業委員会で除外意見の決定された案件でありまして、それ以降、計画に変更は無く、実家の隣に家を建てて、後継者ができたということですので、特に問題はないかと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第63号農地法第5条第1項の許可申請についてを議題にしたいと思います。8番について事務局より説明願います。

○事務局

議案第63号農地法第5条第1項の許可申請についてご説明します。8番 貸付人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇〇、畑、107㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地として判断されます。転用目的は自己用住宅です。権利内容は使用貸借権設定。開発許可は不要。令和3年8月6日第13回委員会で除外意見決定済みの案件でございます。

○議長（会長）

この件につきましては、先程〇〇委員さんの方から、説明を受けておりますので、皆さんの方からご意見、ご質問を受けたらと思います。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。つづきまして、9番の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局

9番 貸付人 東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、田、825㎡です。都市計画区域はその他の区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。農用区域は農用区域外。転用目的は自己用住宅です。権利内容は使用貸借権設定。開発許可は不要。令和3年8月6日第13回委員会で除外意見決定済みの案件でございます。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇 委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

貸付人の〇〇 〇〇さんと借受人の〇〇 〇〇さんとは、親子の関係になります。この案件につきましても、第13回の農業委員会で除外意見の決定された案件でありまして、それ以降、計画に変更は無く、父親の家の隣に自分の家を建てる。地元としては、後継者が家を建てるということですので、特に問題はないかと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続いて、議案第64号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題にしたいと思ひます。10番について事務局より説明願ひます。

○事務局

議案第64号農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。

10番 所有者 兵庫県神戸市〇〇番〇〇 〇〇 〇〇さん、土地は、〇〇番、畑、911㎡を所有しております。続いて、東温市〇〇番地 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番、畑、770㎡を所有しております。申出者 松山市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さんが、2筆の合計面積1,681㎡を除外する旨の申請が上がっております。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地ということで、他のいずれの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は貸露天駐車場です。開発許可は不要。転用許可は必要。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんより説明をお願いします。

○委員 〇〇 委員

地図の13ページを見てもらったと思います。申請地の横に修理工場がありますが、申出者というのは、〇〇という主に中古自動車や部品の輸出や自動車の修理、販売をしている会社であります。この会社の社長というのが、〇〇さんで、申出者はその奥さんであります。申出地につきましては、現在は耕作を行っておりません。また、進入路も農道のみで狭く、耕作してくれる人を探しておりましたが、見つからないで困っていた折に、隣接地で事業を行っている〇〇さんが利用したいということを知ったので、それに応える形で話がまとまったそうです。また、生産性の高い農地が周辺にないため、特に問題はないかと思われまますので、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（会長）

皆様から何かご意見などございますでしょうか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、10件、これで全て終了しました。今度、12月7日に研修会がありますので、出来るだけ参加方よろしくをお願いします。と申しますのは、農業経営は、現在70代が中心になっており、農業の高齢化が進んでおります。80代にもなると皆さんリタイアしていくと思います。ということは、ここ5～6年が遊休農地を増やさないとターニングポイントになるのではないかと考えております。人口減の時代に突入しており、農業者も当然減ってきておりますので、70歳代の団塊の世代が現在の農業を担っている。そのような中で、どのように東温市の農地を守って行くのか。農業を守って行くというよりは、農地を守って行くのかということに換言されると思います。これから非常に重要な局面を迎えようとしていますので、委員の皆様が、それぞれの地域で人・農地プランの実質化などにご尽力いただけたらと思っております。研修会での勉強等を通してこれからの課題に備えていけたらと思っております。

以上で第17回農業委員会を閉会いたします。次回の農業委員会は1月6日に市役所4階大会議室で行います。本日は熱心なご審議ありがとうございました。